

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における商業の活性化を図るために商店街振興組合等が商店街活性化計画に基づき実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内の商業地の魅力の増進を図り、もって長期的な商業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街振興組合等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合
- (3) 小売業又はサービス業を営む者が概ね10店舗以上近接して商業街区を形成し、組織及び運営についての規約の定めのある任意団体

2 この要綱において「商店街活性化計画」とは、商店街振興組合等が策定する次に掲げる項目を明らかにした計画であって、その計画期間が3年以上であるものをいう。

- (1) 商店街（商店街振興組合等に係る商業街区の区域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。）の現状分析
- (2) 市民ニーズの調査及びその分析
- (3) 商店街の活性化の方向性・将来ビジョン（次号及び第5号において「ビジョン」という。）
- (4) ビジョンを達成するために実施する事業
- (5) ビジョン達成のための取組体制
- (6) 商店街の活性化の数値目標

(補助事業)

第3条 この要綱による大津市商業地魅力アップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、商店街活性化計画に基づき商店街振興組合等が実施する事業（商店街活性化計画の計画期間中に実施されるものに限る。）であって、地域との交流の促進及び地域における賑わいの創出に資すると市長が認めるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を実施する市内の商店街振興組合等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、委託料、謝礼及び旅費等（商店街振興組合等の内部関係者に対して支払うものを除く。）、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料（商店街振興組合等の内部関係者に対して支払うものを除く。）、広告料、消耗品費、通信運搬費、保険料その他の補助事業の実施に要する経費であって、市長が必要と認めるものとする。ただし、商店街振興組合等の運営に係る経費、商店街振興組合等の内部関係者の飲食等食糧費に相当する経費その他補助することが適当でないと認められる経費を除く。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（当該補助事業について他の制度による補助金等の交付を受けている場合にあっては、補助対象経費から当該補助金等の額を控除した額）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、400,000円を超えるときは、400,000円とする。

2 同一の補助対象者が実施する事業であって内容を同じくするもの又は内容が類似するものに対する補助金の交付は、一の年度につき1回に限り、合計3回までを限度とする。

(交付申請書)

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、事業計画書兼収支予算書、商店街活性化計画書の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(決定通知書)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、変更後の事業計画書兼収支予算書その他の市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(承認通知書等)

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、事業実施報告書、領収書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(事前交付請求に係る交付請求書)

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定取消通知書(様式16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第8条関係）

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第11条関係）

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第11条関係）

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第11号（第11条関係）

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 清 算 額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業について、次のとおり商業地魅力アップ支援事業補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

⑩

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

⑩

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称			
交 付 決 定 金 額	円		
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由			
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
振 込 金 融 機 関 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口 座 番 号	普通	・ 当座
	口 座 名 義		
添 付 書 類			

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。